

【利用期間】

通年利用可能

【申請資格】

原則として本人名義または所有者の同意を得た艇で、「船舶検査証書」を取得していること。

【ボートパークのご利用について】

1. 当施設は、立入防止柵を設置しており、関係者以外の車両の進入を制限しております。
(利用者の方には、鍵を貸与いたします。)
2. 施設は原則24時間利用できますが、出入り口の施錠など、自己管理が原則です。
3. 使用期間は4月1日から3月31日までの間で、最短で1日、最長で1年となっております。
(但し、その後更新できます。)
4. 申請は、原則として使用希望日の14日前までに行ってください。
5. 使用料は、三八県土整備事務所から発送する納入通知書を、青森県指定金融機関に持参のうえお支払いください。
6. 使用料は、利用期間分の一括前納であり、納入した使用料は原則として還付しませんので、利用申込みの際には、使用期間等に十分注意してください。
7. 許可は、申込みの順または申し込みが多数の場合は抽選となりますので、施設が満杯で受付できない場合はご容赦ください。
8. 施設出入り口前面の道路は道路運送車両法が適用されますので、ご注意ください。
9. 施設内、海上等で発生した事故等について、管理者は一切の責任を負いません。

【許可の取消し】

【八戸港白銀ボートパークの利用料金】

●海上係留、陸上保管

船の長さ	海 上 係 留(浮棧橋)		陸 上 保 管	
	(長さ1mにつき 月額1,540円)		(長さ1mにつき 月額1,417円)	
	月 額(円)	年 額(円)	月 額(円)	年 額(円)
3m以上4m未満	6,160	73,920	5,668	68,016
4m以上5m未満	7,700	92,400	7,085	85,020
5m以上6m未満	9,240	110,880	8,502	102,024
6m以上7m未満	10,780	129,360	9,919	119,028
7m以上8m未満	12,320	147,840	11,336	136,032

※浮棧橋への係留できる船の長さは8mまでです。

●ボート整備場所

1区画につき、日額130円(使用期間が1月に満たない場合は、算出額に100分の110を乗じた額)

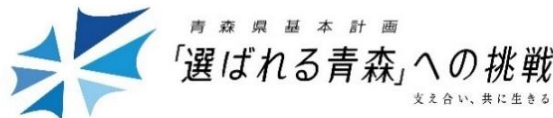
※1区画:幅5m、長さ10m、面積50㎡ ※1㎡単価 日額2.6円

●船台、トレーラー置場

使用面積1㎡につき、日額4.6円

青森県三八県土整備事務所八戸港管理所

〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字北沼1-131 電話 0178-21-2280



さらなる発展をめざして

八戸港 白銀ボートパーク



■事業計画

八戸港にはプレジャーボート等の放置艇が確認されています。これらは護岸等の係留施設以外の場所に係留されているものが多く、一般貨物船や漁船との輻輳等、航行上の安全に支障となるため、早急な改善が望まれています。

青森県においては河川法及び港湾法に基づき、公共水域での放置艇の増加や他の海域利用者とのトラブル、違法駐車等による周辺環境への悪影響などの減少を図るため、放置艇の排除またはその収容を進めております。

八戸港においては、既存の民間マリーナ、公共マリーナ等の公共施設が現在皆無であることから、その受け皿としてプレジャーボート係留施設を計画し、マリンスポーツの充実と放置艇の収容を図る目的で整備したものです。

■白銀ボートパークの概要

- 事業名／八戸港改修(総合補助)事業

●収容隻数／海上係留:44隻、陸上保管:20隻
- 供用開始／平成18年4月28日

●事業主体／青森県

船の係留方法は、浮桟橋に取り付けられた係船ビームに舳を取り係留する方法をとり、桟橋形状選定にあたっては、安定性、経済性、維持管理の観点から、桟橋をセパレートタイプとし、杭で係留する方式を採用しています。

- 浮桟橋全長／53.0m×2基
- 桟橋幅員／2.0m
- 陸上保管施設／6,800㎡(照明灯5基)
- 施工期間／平成15年度～平成17年度

